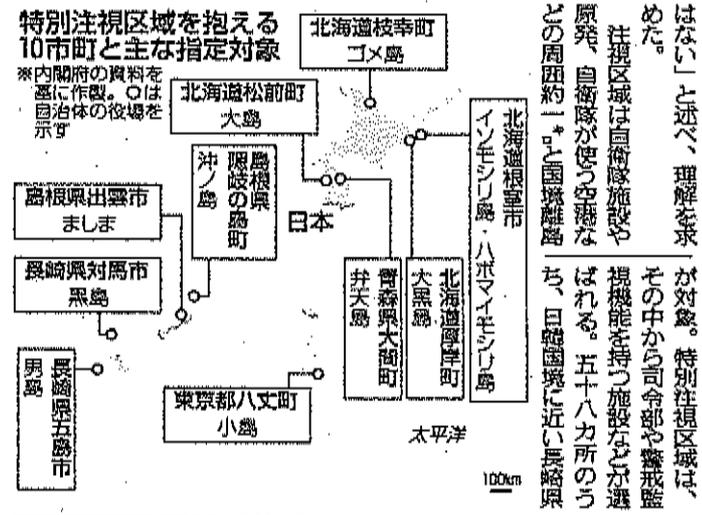


安保土地規制 58カ所指定

政府 利用状況の調査可能に

安全保障上重要な施設周
辺や国境離島を対象とする
土地利用規制法に基づき、初
期の区域指定が二月一日、施
行された。北海道、青森、
東京、島根、長崎の五都道
県の「特別注視区域」と「注
視区域」の計五十八カ所を、
政府は利用状況の調査が可
能になった。特別注視区域
では三百平方メートル以上の地
産物契約が事前届け出制と
なり、違反すれば罰則が科
せられる。政府は二〇二四年

計約六百カ所に拡大する方
針だ。
同法は、自衛隊基地や原
発といった重要施設や、領
海の根拠となる国境離島の
機能を妨害する土地利用を
防ぐのが目的。法案審議で
は、不当な権利制限や個人
情報漏えいに懸念が示され
た。
利用状況の調査は、不動
産登記簿や住民票を収集
し、土地・建物の所有者が氏
名や国籍などを把握。必要
に応じて現地調査を行い、
資料提出を求める。自衛隊
機の離着陸を妨害する工作
物の設置など、施設の機能
を妨害する行為には中止勧
告や命令を出すことが可能
で、命令違反には二年以下
の懲役か二百万円以下の罰
金が科せられる。
島市早苗経済安全保障担
当相は三月三十一日の記者
会見で、調査について「人
権侵害にもよるような内容で



恣意的運用へ懸念残る

実効性担保と両立課題

対馬市は最多の十九カ所が
指定された。
今後、特別注視区域には
沖繩県・与那国島や宮古島
など南西諸島にある施設や
離島が追加指定される見通
し。米軍施設の扱いも検討
されている。

土地利用規制法に基づく
初の区域指定が二月一日に
施行された。安全保障の規
制から重要施設への妨害行
為を防ぐのが目的だが、不
動産売買やテモといった国
民の権利を不当に制限する
恐れもはらむ。都市部の密
集市街地では影響が大きい
とされ、懸念が拭きとれない
の担保を両立させるかが課
題となる。法案段階の国会

審議では、妨害行為が具体
的に規定されていないた
め、米軍基地周辺でのテモ
が規制対象になりかねない
との指摘が相次いだ。政府
は昨年九月に基本方針を閣
議決定し「国民の自由と権
利を不当に制限することの
ないよう留意する」と明記
し、具体的な運用を
懸念され、事前届け出制
務のない「注視区域」に位
置付けられる案もあるが、妨害
を防ぐための実効性には疑
問がかけられる。